

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		府 議 会	
○随意契約の相手方の決定	(情報政策課) ^{ページ} 337	○府議会臨時会の開閉	342
○クリーニング師の研修及び業務従事者に 対する講習の指定	(生活衛生課) 338	○議長及び副議長の辞職及び選挙	〃
○農用地利用配分計画の認可	(経営支援・担い手育成課) 339	○常任委員会委員の選任	〃
○京都府林業・木材産業改善資金貸付規程 の一部を改正する告示	(林業振興課) 〃	○議会運営委員会委員及び委員長 の選任	343
○道路の区域変更	(中丹東土木事務所) 〃	○特別委員会委員の辞任及び選任	〃
○道路の供用開始	(〃) 〃		
○京都府大規模建築物等耐震化支援事業費 補助金交付要綱の一部を改正する告示	(建築指導課) 340		
公 告			
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要	(山城広域振興局) 342		
○都市計画法に基づく工事完了	(中丹西土木事務所) 〃		

府 議 会		教 育 委 員 会	
○府議会臨時会の開閉	342	○京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱	344
○議長及び副議長の辞職及び選挙	〃		
○常任委員会委員の選任	〃		
○議会運営委員会委員及び委員長 の選任	343		
○特別委員会委員の辞任及び選任	〃		
公 安 委 員 会			
○京都府公安委員会等が所管する行政手続等にお ける情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改 正する規則	350		
○平成19年京都府公安委員会告示第70号の一部改正	351		
○電子情報処理組織による申請等の方法等に関する 告示	352		

告 示

京都府告示第312号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 業務の名称及び数量
行政事務支援システムの機器賃借等及び府立学校
教員用情報通信機器の賃貸借 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府政策企画部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 契約日
令和3年3月25日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
- (5) 契約金額

53,022,662円

- (6) 契約の方法
随意契約

- (7) 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

- 2(1) 業務の名称及び数量
京都府統合財務システム運用業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府政策企画部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 契約日
令和3年4月1日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社オーイーシー
大分市東春日町17番57号
- (5) 契約金額
33,808,500円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号



京都府告示第313号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 主催者の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
 所在地 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日程及び会場

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和3年 12月5日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	人 40

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和3年 10月28日 (木)	京都経済センター (京都市下京区四条通室町東入函 谷鉾町78番地)	人 40

- 4 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和3年10月 15日（金）	第1型研修の受講が 困難な者	人 60
受付締切日	令和3年11月 18日（木）		
レポートの 提出締切日	令和3年12月 17日（金）		

(2) 第2型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和3年9月 7日（火）	第1型講習の受講が 困難な者	人 50
受付締切日	令和3年10月 12日（火）		
レポートの 提出締切日	令和3年11月 9日（火）		

5 第1型研修及び第1型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間 1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1

6 第2型研修及び第2型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

7 受講料

- (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
- (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

8 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
 （電話（075）722-2051）



京都府告示第314号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第13号	木村 幸典	綴喜郡宇治田原町	綴喜郡宇治田原町禪定寺建藤184の一部

2 認可した日

令和3年5月18日

京都府告示第315号

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程（昭和51年京都府告示第679号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第16条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内

第4条第2項中「第6号から第8号」を「第7号から第9号」に改める。

第6条中「次に掲げる者」を「造林事業を行う市町村、財産区又は地方公共団体の一部事務組合」に改め、各号を削る。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

京都府告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年5月28日から令和3年6月11日まで縦覧に供する。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 志高西舞鶴線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字久田美小字暮谷12189の1から	前	最小 8.3 ^m 最大 28.7	190.4 ^m
	後	最小 11.6 最大 88.8	177.1

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和

3年5月28日から令和3年6月11日まで縦覧に供する。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 志高西舞鶴線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字久田美小字暮谷12189の1から 舞鶴市字久田美小字暮谷12180の2まで	令和3年5月28日

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第318号

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱(平成25年京都府告示第636号)の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知)」を「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱(令和3年3月31日付け国住街第222号、国住市第155号国土交通省住宅局長通知)」に改める。

別表の1の項中「交付金」を「補助金」に改め、同表の2の項中「に6分の5を乗じて得た額」を削り、「」に3分の2」を「」に6分の5」に、「額に3分の2」を「額」に15分の11」に、「2,300万円を」を「2,530万円を」に、「2,300万円」を「2,530万円」に改める。

別記第1号様式の(その1)の別紙2中「交付金」を「補助金」に改め、同様式の(その2)の別紙2中

補助対象経費(A)	補助額(A)×5/6	を	補助対象経費	補助額	に、
-----------	------------	---	--------	-----	----

〔 2 耐震設計又は建替えの設計

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×2/3	概要
								を

〔 2 耐震設計又は建替えの設計

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×5/6	概要
								に、

〔 3 耐震改修、除却又は建替え

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×2/3	概要
								を

〔 3 耐震改修、除却又は建替え

番号	所有者の氏名又は名称及び代表者名	建築物の名称	建築物の所在地	用途、階数及び区分	延べ面積	補助対象経費(A)	補助額(A)×11/15	概要
								に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 28 日から施行し、この告示による改正後の京都市大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 サントウンプラザこすもす館
 木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
 関西文化学術研究都市センター株式会社
 奈良市右京一丁目2番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
 令和2年12月10日
- 4 意見の概要
 特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
 令和3年5月28日から令和3年6月28日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 福知山市字堀小字西山1784の一部、1785の1の一部、1785の2、1786の1、1786の4、1786の5、1787の1の一部、1787の3、1788の1、1788の2の一部、市有地
 （関連区域）
 福知山市字堀小字西山1786の3の一部、1787の2の一部、1788の5の一部、1788の6の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 福知山市篠尾新町4丁目1の1
 足立不動産株式会社

府 議 会

- 1 府議会臨時会の開閉
 令和3年5月14日に招集された5月府議会臨時会は、令和3年5月19日に閉会した。
- 2 議長及び副議長の辞職及び選挙
 令和3年5月19日田中議長の議長辞職及び前波副議長の副議長辞職を許可し、これに伴い同日、議長及び副議長選挙を行い、次の者が当選した。
 議 長 菅 谷 寛 志
 副議長 村 井 弘
- 3 常任委員会委員の選任
 令和3年5月19日常任委員会委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による）。
 総務・警察常任委員会
 委員 長 園 崎 弘 道
 副委員 長 青 木 義 照
 “ 田 中 美 貴 子
 委 員 小 卷 實 司
 “ 近 藤 永 太 郎
 “ 菅 谷 寛 志
 “ 秋 田 公 司
 “ 原 田 完
 “ 成 宮 真 理 子
 “ 岡 本 和 徳
 “ 山 口 勝
 “ 畑 本 久 仁 枝
 府民環境・厚生常任委員会
 委員 長 能 勢 昌 博
 副委員 長 北 原 慎 治
 “ 諸 岡 美 津
 委 員 田 中 英 夫
 “ 片 山 誠 治
 “ 四 方 源 太 郎
 “ 磯 野 勝
 “ 光 永 敦 彦
 “ 鳥 田 敬 子
 “ 馬 場 紘 平
 “ 北 岡 千 は る
 “ 酒 井 常 雄
 文化・教育常任委員会
 委員 長 北 川 剛 司
 副委員 長 荻 原 豊 久
 “ 家 元 優
 委 員 石 田 宗 久
 “ 渡 辺 邦 子
 “ 二 之 湯 真 士
 “ 池 田 正 義
 “ 山 内 佳 子

委 員 森 下 由 美
 〃 西 山 頌 秀
 〃 山 本 篤 志
 〃 小鍛治 義 広

危機管理・建設交通常任委員会

委 員 長 藤 山 裕 紀 子
 副委員長 宮 下 友 紀 子
 〃 堤 淳 太
 委 員 前 波 健 史
 〃 井 上 重 典
 〃 兔 本 和 久
 〃 田 島 祥 充
 〃 浜 田 良 之
 〃 水 谷 修
 〃 平 井 齊 己
 〃 村 井 弘 敬
 〃 上 倉 淑 敬

農商工労働常任委員会

委 員 長 中 村 正 孝
 副委員長 森 口 亨
 〃 小 原 舞
 委 員 荒 卷 隆 三
 〃 岸 本 裕 一
 〃 中 島 武 文
 〃 古 林 良 崇
 〃 西 脇 郁 子
 〃 迫 祐 仁
 〃 田 中 健 志
 〃 梶 原 英 樹
 〃 林 正 樹

4 議会運営委員会委員及び委員長の選任

令和3年5月19日議会運営委員会委員及び委員長を次のとおり選任した（理事は、委員会における選任による。）。

議会運営委員会

委 員 長 事 荒 卷 隆 三
 理 事 池 田 正 義
 〃 光 永 敦 彦
 〃 平 井 齊 己
 〃 諸 岡 美 津
 委 員 秋 田 公 司
 〃 井 上 重 典
 〃 磯 野 勝
 〃 森 口 亨
 〃 北 原 慎 治
 〃 田 島 祥 充
 〃 浜 田 良 之
 〃 西 山 頌 秀
 〃 田 中 健 志
 〃 梶 原 英 樹
 〃 小鍛治 義 広

5 特別委員会委員の辞任及び選任

令和3年5月19日持続可能な地域社会に関する特別委員会、産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会及び新産業創造特別委員会を廃止し、子育て環境の充実に関する特別委員会及び文化・スポーツ振興対策特別委員会委員全員の辞任を許可の上、府民の安心・安全な暮らしに関する特別委員会、魅力ある地域づくりに関する特別委員会及び新技術を活用した社会創造特別委員会を設置するとともに、子育て環境の充実に関する特別委員会規程及び文化・スポーツ振興対策特別委員会規程を一部改正し、新委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

府民の安心・安全な暮らしに関する特別委員会

委 員 長 四 方 源 太 郎
 副委員長 中 島 武 文
 〃 山 本 篤 志
 委 員 石 田 宗 久
 〃 荒 卷 隆 三
 〃 園 崎 弘 道
 〃 北 原 慎 治
 〃 山 内 佳 子
 〃 西 脇 郁 子
 〃 森 下 由 美
 〃 平 井 齊 己
 〃 諸 岡 美 津

子育て環境の充実に関する特別委員会

委 員 長 小 原 舞
 副委員長 古 林 良 崇
 〃 井 上 重 典
 委 員 二之湯 真 士
 〃 中 村 正 孝
 〃 宮 下 友 紀 子
 〃 青 木 義 照
 〃 浜 田 良 之
 〃 西 山 頌 秀
 〃 田 中 健 志
 〃 田 中 美 貴 子
 〃 小鍛治 義 広

魅力ある地域づくりに関する特別委員会

委 員 長 岸 本 裕 一
 副委員長 池 田 正 義
 〃 山 口 勝
 委 員 小 卷 實 司
 〃 片 山 誠 治
 〃 家 元 優
 〃 萩 原 豊 久
 〃 原 田 完
 〃 島 田 敬 子
 〃 馬 場 紘 平
 〃 酒 井 常 雄
 〃 北 川 剛 司

新技術を活用した社会創造特別委員会

委 員 長 磯 野 勝
 副委員長 田 島 祥 充

副委員長 梶原英樹
 委 員 近藤永太郎
 “ 能勢昌博
 “ 藤山裕紀子
 “ 森口 亨
 “ 光永敦彦
 “ 水谷 修
 “ 岡本和徳
 “ 畑本久仁枝
 文化・スポーツ振興対策特別委員会
 委員長 林 正 樹

副委員長 渡辺邦子
 “ 兎本和久
 委 員 前波健史
 “ 田中英夫
 “ 秋田 公 司
 “ 迫 祐 仁
 “ 成 宮 真理子
 “ 北 岡 千はる
 “ 堤 淳 太
 “ 上 倉 淑 敬

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第6号

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月28日

京都府教育委員会
 教育長 橋 本 幸 三

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、地域社会が抱える諸課題を当該地域の住民が主体となつて解決する仕組みづくりを推進するため、当該地域の住民と多様な主体との協働による当該地域の課題の解決に向けた活動(以下「地域交響活動」という。)に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、地域の住民が主体的に参画し、地域交響活動に取り組む団体(以下「地域団体」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は交付金の交付の対象にしないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 営利を主たる目的とする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)、交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)、交付金の額及び限度額は、別表に定めるところとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げる事業を含まないものとする。

- (1) 当該事業に係る地域の住民の自由な参加を認めない、特定の者のみにより実施される事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 持続性、発展性、公共性又は実現する可能性がないと認められる事業(その他教育長が必要と認める事業を除く。)

(6) 国又は府が交付する他の補助金等の対象となる事業

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する交付申請書は、別記第1号様式とし、教育長が別に定める日までに教育長に提出するものとする。

2 規則第5条の規定により交付金の交付の申請をしようとする地域団体は、交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額に交付対象経費に占める交付金の額の割合を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事前着手)

第5条 地域団体は、交付金の交付の決定前に事業を実施した場合は、交付金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を教育長に提出したときは、この限りでない。

(交付事業の変更等の承認)

第6条 規則第9条の規定により教育長の承認を受けなければならない変更の申請は、別記第2号様式によるものとする。

2 教育長は、必要に応じ、前項の承認に条件を付することができる。

(事業の中止又は廃止等)

第7条 交付金の交付の決定を受けたもの(以下「交付事業団体」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式を教育長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 交付事業団体は、交付決定事業が申請時に予定していた期間内に完了する見込みがなくなった場合又は交付決定事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、交付決定事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。

(書類の整備)

第9条 交付事業団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第10条 交付事業団体は、交付決定事業の完了後に交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、教育長が別に定める様式による報告書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第11条 交付事業団体は、交付決定事業により取得し、又は効用の増加した財産で、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものを教育長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付事業団体が交付金の全部に相当する金額(加算金又は延滞金を納付しなければならない場合にはそれらの額を含む。)を府に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(市町村教育委員会教育長等の意見)

第12条 教育長は、交付金の事務の執行に関し、必要があると認めるときは、関係市町村教育委員会教育長、学識経験を有する者その他適当と思われる者からの意見を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行し、令和3年度分の交付金から適用する。

別表（第3条関係）

交付対象事業		交付対象経費	交付金の額	限度額
事業区分	事業内容			
1 重点課題 対応事業	地域団体による重点課題（重点的に取り組む必要があるものとして、教育長が別に定める地域の課題をいう。以下同じ。）の解決に向けた活動	交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を除いた額 (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費 (2) 個人への給付を目的とした経費 (3) 食糧費 (4) 用地の取得費及び補償費 (5) 交付対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額を超過する額の委託料（工事請負費を含む。） (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と認められる経費	交付対象経費の3分の1以内	100万円。ただし、交付金の額が10万円未満となる場合は、交付決定の対象としない。
2 団体運営 力向上事業	1の事業を実施する地域団体による当該地域団体の運営力の向上を目的とした次に掲げる活動 (1) 補助金、奨励金、助成金等の申請その他資金の調達に関して専門家等から指導を受ける活動 (2) 当該地域団体の信用を向上させるための活動 (3) 当該地域団体の運営に関する学習活動 (4) 1の事業の実施に必要な技能を習得するための活動 (5) 当該地域団体の構成員を募集する活動	交付対象事業の実施に要する経費から、次に掲げる経費を除いた額 (1) 地域団体の運営に係る経常的な経費 (2) 人件費 (3) 個人への給付を目的とした経費 (4) 食糧費 (5) 用地の取得費及び補償費 (6) 交付対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額を超過する額の委託料（工事請負費を含む。） (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と認められる経費	交付対象経費の3分の1以内	10万円

備考 交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

年度京都府地域交響プロジェクト交付金
交 付 申 請 書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

団 体 名		
代 表 者	役 職	
	ふ り が な	
	氏 名	

京都府地域交響プロジェクト交付金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、次のとおり交付を申請します。なお、この申請書及び関係書類に記載している内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

申 請 額	円（収支予算書下欄「交付申請額」欄と一致）
-------	-----------------------

<団体の概要>

団 体 所 在 地	(〒)		
電 話 番 号		F A X	
P C メ ー ル ア ド レ ス		構 成 人 数	人

<交付申請に関する連絡先 ※代表者と同じ場合は記入不要>

担 当 者	ふ り が な		
	氏 名		
書 類 送 付 先 住 所	(〒)		
電 話 番 号		F A X	
P C メ ー ル ア ド レ ス			

(京都府使用欄) ※記入しないでください。

交付決定額 円

第2号様式（第6条関係）

年度京都府地域交響プロジェクト交付金
事業変更承認申請書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

団体名		
所在地		〒
代 表 者	役職	
	ふりがな	
	氏名	

年 月 日付けで交付決定のあった交付金に係る事業を次のとおり変更したいので、承認を申請します。

1 変更の理由					
2 変 更 の 内 容	(1) 事業の内容				
	(2) 対象事業費	変更前	円	変更後	円
	(3) 交付申請額	変更前	円	変更後	円
3 添付書類 (必要に応じて添付)					

第3号様式（第7条関係）

年度京都府地域交響プロジェクト交付金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

団 体 名		
所 在 地		〒
代 表 者	役 職	
	ふりがな	
	氏 名	

年 月 日付で交付決定のあった交付金に係る事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

1 中止（廃止）の理由	
2 中止（廃止）の時期	

第4号様式（第8条関係）

年度京都府地域交響プロジェクト交付金
実績報告書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

団体名		
所在地		〒
代 表 者	役職	
	ふりがな	
	氏名	

■実績報告書に関する連絡先（申請者と同内容の項目は記入不要）	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
PCメールアドレス	
書類送付先住所	〒

年 月 日付けで交付決定のあった交付金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。なお、この報告書及び関係書類に記載している内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

（京都府使用欄）※記入しないでください。

交付金決定額	A	円
交付金確定額	B	円
交付済交付金額	C	円
精算払額	B-C	円

公 安 委 員 会

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

京都府公安委員会
委員長 平林 幸子

京都府公安委員会規則第8号

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条から第9条まで」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「国家公安委員会規則」という。）第11条」に改める。

第2条中「使用する用語の意義は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例によるもののほか、次」を「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」に改

め、同条に次の5号を加える。

- (4) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。
- (5) 処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。
- (6) 縦覧等 法第3条第10号及び情報通信技術利用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。
- (7) 作成等 法第3条第11号及び情報通信技術利用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。
- (8) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

第4条第5項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の」を「第2項の」に、「公安委員会の」を「警察本部長の」に、「に記載すべき」を「又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項ただし書中「公安委員会」を「警察本部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、公安委員会の定めるところにより」を削り、「事項及び」を「事項、」に、「事項を、法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等」を「事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

第4条に次の1項を加える。

7 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合

第8条第1項中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施

行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「国家公安委員会規則」という。）第11条第2項の規定により都道府県公安委員会が定める」を削り、「及び第4条第2項ただし書に規定する」を「又は警察本部長の指定する方法により申請等を行った者を確認するための」に改め、同条第2項中「国家公安委員会規則第11条第2項の規定により都道府県公安委員会が定める」を削る。

第9条中「公安委員会が」を「警察本部長が」に改める。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

京都府公安委員会告示第82号

平成19年京都府公安委員会告示第70号の一部を次のように改正し、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月28日

京都府公安委員会
委員長 平 林 幸 子

本則中「京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条第1項及び京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に改める。

表を次のように改める。

申請等の名称	申請等の根拠となる法律及び法律に基づく命令又は条例等の名称及び条項
道路使用許可の申請	道路交通法（昭和35年法律第105号）第78条第1項
道路使用許可の変更の届出	道路交通法第78条第4項
道路使用許可の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
服装の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）第16条第2項
服装の変更の届出	警備業法第16条第3項
責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第17条第1項
公文書の公開請求	京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第4条

京都府警察本部告示第61号

電子情報処理組織による申請等の方法等に関する告示を次のように定める。

令和3年5月28日

京都府警察本部長 上野 正史

電子情報処理組織による申請等の方法等に関する告示

(申請等の方法)

第1条 京都府公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年京都府公安委員会規則第16号。以下「規則」という。)

第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等(規則第2条第1号に規定する公安委員会等をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、かつ、正常に通信できる機能を備えたものとする。

第2条 規則第4条第3項ただし書に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合においては、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この条において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この条において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

第3条 公安委員会等は、規則第4条第4項の申請等を行う者(同項の規定により、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ(これに準じる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を送信しようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

(署名等代替措置)

第4条 規則第8条に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合においては、規則第4条第2項の規定により当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から氏名又は名称を送信する措置とする。

(書面等への文字等の表示)

第5条 規則第4条第2項の規定により申請等を行う者は、規則第4条第7項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合において、書面等(当該部分に限る。)を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号その他の符号を明らかにして提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

別表(第2条、第4条関係)

法令等	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法(昭和47年法律第117号)	第16条第2項及び第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項